

食品安全委員会専門調査会運営規程の一部改正について

1 改正の趣旨

食品安全委員会（以下「委員会」という。）には、現在、食品安全委員会専門調査会運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会決定）により、14の専門調査会が設置されているところであるが、平成21年9月1日に施行された改正食品安全基本法により、委員会の所掌事務が変更されたことから、同法の内容を踏まえ、委員会に設置されているリスクコミュニケーション専門調査会の所掌に係る条項について、所要の改正を行い、別紙のとおり決定する。

2 改正の概要

リスクコミュニケーション専門調査会の所掌に係る条項から、関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する文言を削る。

3 施行期日

この規程は、委員会決定の日から施行し、平成21年9月1日から適用する。

食品安全委員会専門調査会運営規程

(平成15年7月9日食品安全委員会決定)

最終改正 平成21年9月3日食品安全委員会決定

(総則)

第1条 食品安全委員会の専門調査会の設置、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第2条 委員会に次に掲げる専門調査会を置くほか、別表に掲げる専門調査会を置く。

- 一 企画専門調査会
- 二 リスクコミュニケーション専門調査会
- 三 緊急時対応専門調査会

- 2 専門調査会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する。
- 3 専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する。
- 4 座長は、当該専門調査会の事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

第3条 企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する。

- 2 リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーション~~及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整~~に関する事項について調査審議する。
- 3 緊急時対応専門調査会は、重大な食品事故等緊急時における対応のあり方等に関する事項について調査審議する。
- 4 別表の左欄に掲げる専門調査会の所掌は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(議事録の作成)

第4条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した専門委員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(専門調査会の会議)

第5条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。)は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員は、専門調査会に出席することができる。

3 座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が専門調査会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年7月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、委員会決定の日から施行し、平成21年9月1日から適用する。

別表

添加物専門調査会	添加物の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
農薬専門調査会	農薬の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
動物用医薬品専門調査会	動物用医薬品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
器具・容器包装専門調査会	器具・容器包装の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
化学物質・汚染物質専門調査会	化学物質（他の専門調査会の所掌に属するものを除く）及び汚染物質の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
微生物・ウイルス専門調査会	微生物（ウイルスを含む）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
プリオン専門調査会	プリオンの食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
かび毒・自然毒等専門調査会	かび毒・自然毒等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
遺伝子組換え食品等専門調査会	遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
新開発食品専門調査会	新開発食品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
肥料・飼料等専門調査会	肥料・飼料等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。

○食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）（第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（措置の実施に関する基本的事項の決定及び公表） 第二十一条 政府は、第十一条から前条までの規定により講じられる措置につき、それらの実施に関する基本的事項（以下「基本的事項」という。）を定めなければならない。 2 内閣総理大臣は、食品安全委員会及び消費者委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 3・4 （略） （所掌事務） 第二十三条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇七 （略） （削る） 二〇四 （略）	（措置の実施に関する基本的事項の決定及び公表） 第二十一条 政府は、第十一条から前条までの規定により講じられる措置につき、それらの実施に関する基本的事項（以下「基本的事項」という。）を定めなければならない。 2 内閣総理大臣は、食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 3・4 （略） （所掌事務） 第二十三条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇七 （略） 八 関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと。 二〇四 （略）

○ 食品安全委員会専門調査会運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会決定）新旧対照条文 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（専門調査会の所掌） 第3条 企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する。 2 リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーションに関する事項について調査審議する。 3・4 （略）	（専門調査会の所掌） 第3条 企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する。 2 リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する。 3・4 （略）

（参考2）